**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)** 　　　　　　　　　　　（R7.5版）

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>****身体的拘束等**（条例第４３８条の１６・省令第１６条）〇　身体的拘束適正化のための指針について、必要事項を盛り込むこと。〇　すべての介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年２回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。〇　緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察や再検討記録は、適切に記録すること。**施設サービス計画の作成**（条例第４３８条の１７・省令第１７条）〇　施設サービス計画は、適切に利用者の同意を得ること。　**事故発生の防止及び発生時の対応**（条例第４３８条の４０、省令第４０条第１項）〇　事故発生の防止のための指針について、必要事項を盛り込むこと。 |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| **<施行条例・基準省令>****衛生管理等**（条例第４３８条の３３・省令第３３条）〇　感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修を実施したことを記　録すること。 |

**施行条例：介護保険法施行条例**

**基準省令：介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準**

**告示：指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準**